

市有財産の一時貸付

自治法第238条の4で行政財産の管理及び処分について規定し、同条第2項で「行政財産は、次に掲げる場合には、その用途又は目的を妨げない限度において、貸し付け、又は私権を設定することができる。」とし、同項第4号で「行政財産のうち庁舎その他の建物及びその附帯施設並びにこれらの敷地(以下この号において「庁舎等」という。)についてその床面積又は敷地に**余裕がある場合**として政令で定める場合において、当該普通地方公共団体以外の者(当該庁舎等を管理する普通地方公共団体が当該庁舎等の適正な方法による管理を行う上で**適当と認める者**に限る。)に当該余裕がある部分を貸し付けるとき(前3号に掲げる場合に該当する場合を除く。)。」、同条第7項で「行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができる。」と定めています。

新たな歳入の確保
1,100万円/年

電光掲示板機能を付加することによって、**防災情報**等、市の情報提供媒体としても活用

災害時における在
庫商品の**無償提供**

